

# 一般介護予防事業 (65歳以上のすべての方が利用できます)

いつまでも自分らしく生活するため、介護予防(健康づくり)の取り組みを支援します。

## 豊齢力チェックリストの郵送

豊齢力チェックリストを節目の年齢の方に郵送します。生活の状態を確認し、必要な方には介護予防の取り組みをご紹介します。

## 介護予防自主グループ支援

地域で活動する運動グループの立ち上げ支援や、介護予防サポーターの養成・スキルアップ研修を行います。



## 介護予防の普及啓発

介護予防のためのイベントや、シニア世代向けの栄養講座、地域包括支援センター主催の介護予防教室等を行います。

## 健康づくり応援

地域で開催しているサロン等の活動に運動を取り入れ、介護予防を実践するための支援です。専門職を派遣し運動の相談や指導を行います。

# よくあるご質問

Q. 新しい総合事業が始まると、現在、要支援1・2の人が利用しているサービスは使えなくなるの？

A. 要支援1・2の方が利用していたホームヘルプサービス・デイサービスは、訪問介護型サービス・通所介護型サービスに移行し、同じ内容で提供されます。ケアマネジメントを通じ、これまでと同様のサービスを利用できます。

Q. 看護師による訪問や福祉用具レンタル等のサービスを使いたい場合はどうするの？

A. 訪問看護や福祉用具貸与等の介護予防サービスは、これまでどおり要支援1・2の方を対象に提供されます。これらのサービスを利用する場合は、要支援認定を受けていただく必要があります。

Q. 現在受けている要支援認定の有効期間が切れたらどうなるの？

A. 介護予防サービスを利用している方は、更新申請を行い要支援認定を受けることで、これまでどおり認定区分に応じたサービスを利用することができます。ホームヘルプサービス・デイサービスのみを利用している場合は、豊齢力チェックリストにより「事業対象者」の判定を受けることでサービスを利用することも可能です。

## 仙台市のお問い合わせ先

青葉区役所	障害高齢課	高齢者支援係	☎ 225-7211 (代表)	[青葉区役所3階]
宮城野区役所	障害高齢課	高齢者支援係	☎ 291-2111 (代表)	[宮城野区役所2階]
若林区役所	障害高齢課	高齢者支援係	☎ 282-1111 (代表)	[若林区役所1階]
太白区役所	障害高齢課	高齢者支援係	☎ 247-1111 (代表)	[太白区役所3階]
泉区役所	障害高齢課	高齢者支援係	☎ 372-3111 (代表)	[泉区役所東庁舎1階]
宮城総合支所	保健福祉課		☎ 392-2111 (代表)	[宮城総合支所1階]
秋保総合支所	保健福祉課		☎ 399-2111 (代表)	[秋保総合支所1階]
健康福祉局	高齢企画課・介護予防推進室・介護保険課		☎ 261-1111 (代表)	[仙台市役所本庁舎8階]

または、お住まいの地区の地域包括支援センターにご相談ください。

65歳以上の皆さま  
平成29年4月から

- 介護保険の制度が一部変わります
- 要支援1・2の方が利用しているホームヘルプサービス・デイサービスは引き続き利用可能です

# 介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)がスタートします

新しい総合事業は、65歳以上の高齢者を対象に、市町村が中心となって介護予防と自立支援を目的に実施するものです。いつまでも元気で楽しく、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の支え合いや、さまざまなサービスで高齢者を支えるとともに、高齢者自らが社会に参加できるようにすることで、介護予防を進めていきます。

新しい総合事業は、要支援1・2の方、65歳以上で豊齢力チェックリストにより「事業対象者」と判定された方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」で構成されます。



## 今までのサービスからの変更点

《変更前》～平成29年3月

— 介護保険 —  
**介護予防サービス**  
要支援1・2

訪問看護  
通所リハビリ  
福祉用具貸与 など

訪問介護(ホームヘルプサービス)  
通所介護(デイサービス)

《変更後》平成29年4月～

— 介護保険 —  
**介護予防サービス**  
要支援1・2

訪問看護  
通所リハビリ  
福祉用具貸与 など

## 介護予防事業

- 二次予防事業(元気応援教室 など)
- 一次予防事業(介護予防教室 など)

## 変更のポイント

- サービス利用の手続きが簡素化されます  
介護予防・生活支援サービスについては、要支援認定を受けていない方でも、手続きが簡素な豊齢力チェックリストにより「事業対象者」と判定されることで、利用が可能になります。
- サービスが多様化します  
現行相当サービスに加え、新たなサービスを設定することで、多様な生活ニーズに対応します。

**新しい総合事業**

**介護予防・生活支援サービス事業**  
要支援1・2、事業対象者

- 訪問型サービス
  - ・訪問介護型サービス(現行相当)
  - ・生活支援訪問型サービス
  - ・訪問型短期集中予防サービス
- 通所型サービス
  - ・通所介護型サービス(現行相当)
  - ・生活支援通所型サービス
  - ・通所型短期集中予防サービス

+

**一般介護予防事業**  
65歳以上のすべての方

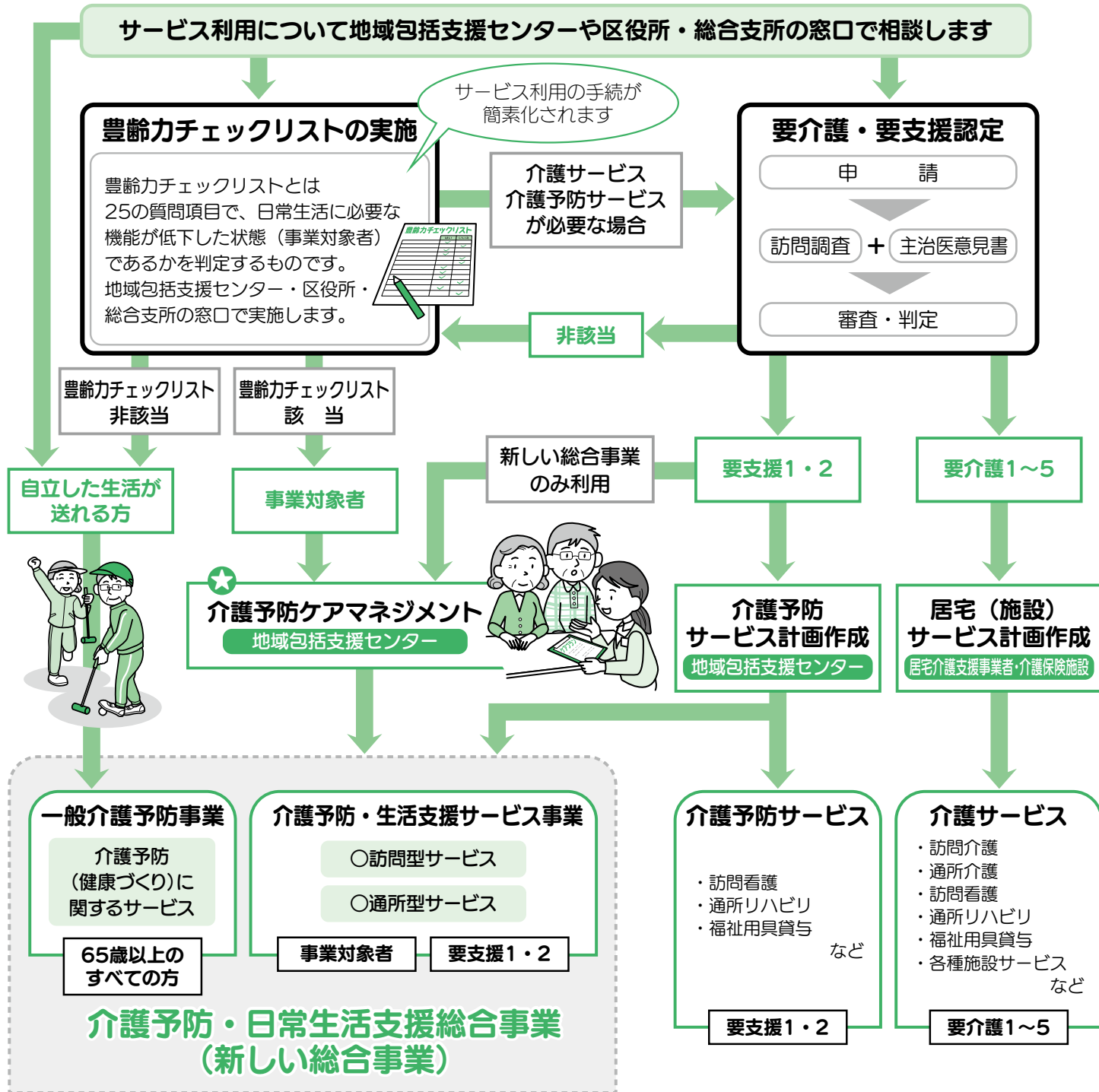
※要介護1～5の方が利用するサービスは変更ありません



# 新しい総合事業 サービス利用の流れ

## 新しい総合事業の利用対象者

- 介護予防・生活支援サービス事業 要支援1・2の認定を受けた方  
65歳以上で豊齢力チェックリストにより「事業対象者」と判定された方
- 一般介護予防事業 65歳以上のすべての方



### ★介護予防ケアマネジメントとは

地域包括支援センターが本人や家族と話し合い、自立に向けた目標の達成に取り組んでいけるよう、介護予防の取り組みや適切なサービスの利用を支援し、ケアプランの作成等を行います。

# 介護予防・生活支援サービス事業（要支援1・2、事業対象の方が利用できます）

現在、要支援1・2の方が利用しているホームヘルプサービス・デイサービスと同じ基準で提供される現行相当サービスに加え、緩和した基準によるサービス、短期集中予防サービスを実施します。サービスを多様化することにより、一人ひとりの生活ニーズに応じた適切なサービスが利用できるようになります。

現行相当サービス、緩和した基準によるサービスの利用料は、所得に応じて1割または2割が自己負担となります。利用料の自己負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費等相当の支給を受けられます。

## ●訪問型サービス

	訪問介護型サービス 現行相当サービス ホームヘルプサービス	生活支援訪問型サービス 緩和した基準によるサービス	訪問型短期集中予防サービス 専門職による訪問サービス
内容	自分で行うことが難しい、掃除・洗濯・食事の準備等の生活援助に加え、入浴・着替え等の身体介護を行います。	自分で行うことが難しい、掃除・洗濯・食事の準備等の生活援助を行います。心身の状態や生活状況によっては、必要に応じて身体介護を行う場合があります。	保健・医療の専門職がお宅を訪問し、介護予防（健康づくり）のための相談・助言を、3~6カ月の期間で行います。
サービス提供者	資格を持ったホームヘルパー	訪問支援員 (仙台市の実施する研修の修了者等) ※身体介護を行う場合は有資格者	保健・医療の専門職 (看護師、栄養士等)
自己負担費用の目安 (1カ月あたり)	現行の介護予防サービスと同様 週一回程度 1,217円 週二回程度 2,433円 週二回を超える場合 3,860円	カッコ内は身体介護を伴う場合 週一回程度 976円(1,097円) 週二回程度 1,951円(2,193円) 週三回程度 - (3,289円)	サービス費用の自己負担はありません
	※ 介護保険利用者負担割合が1割の場合		
	※ サービスの利用内容によって加算があります		

## ●通所型サービス

	通所介護型サービス 現行相当サービス デイサービス	生活支援通所型サービス 緩和した基準によるサービス	通所型短期集中予防サービス 元気応援教室
内容	食事や入浴等の日常生活上の介護や、機能訓練等のサービスを行います。	介護予防に関する講話やミニデイサービス、趣味活動等を行います。また、心身の状態に応じて専門職による機能訓練や栄養改善等の専門的なサービスを行います。	体力や筋力の低下を改善して生活しやすくなるように、保健・医療の専門職が、体操や筋トレ、口腔ケアなどのプログラムを3カ月間で行います。
自己負担費用の目安 (1カ月あたり)	現行の介護予防サービスと同様 要支援1相当 1,692円 要支援2相当 3,469円	カッコ内は専門的なサービスを受ける場合 週一回程度 1,356円(1,524円) 週二回程度 - (3,049円)	サービス費用の自己負担はありません
	※ 介護保険利用者負担割合が1割の場合		週一回(全12回) - 週二回(全20回) -
	※ サービスの利用内容によって加算があります		
	※食費、おむつ代、娯楽費、テキスト代 等の実費負担があります		